

○大府市理美容事業者休業協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、愛知県が実施する緊急事態措置に基づく休業協力要請期間中、その事業を自主的に休止した理容業又は美容業を営む事業者に対し、予算の範囲内で交付する大府市理美容事業者休業協力金(以下「協力金」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 休業協力期間 ア又はイの区分に応じ、それぞれア又はイに定める期間をいう。
ア 愛知県理容生活衛生同業組合又は愛知県美容業生活衛生同業組合に加盟している事業者 令和2年4月24日から令和2年5月6日まで
イ 愛知県理容生活衛生同業組合及び愛知県美容業生活衛生同業組合に加盟していない事業者 令和2年4月25日から令和2年5月6日まで
- (2) 中小企業者等 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者、個人事業主、特定非営利活動法人及びその他法人をいう。

(交付の対象となる者)

第3条 協力金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 愛知県理容生活衛生同業組合
- (2) 愛知県美容業生活衛生同業組合
- (3) 次のいずれにも該当する事業者(以下「未加盟事業者」という。)
ア 大府市内に事業所がある理容業又は美容業を営む中小企業者等であること。
イ 愛知県理容生活衛生同業組合又は愛知県美容業生活衛生同業組合に加盟していないこと。
ウ 休業協力期間中、全日にわたり自主的に休業を実施したこと。
エ 令和2年4月10日時点で開業しており、営業実態が確認できること。
オ 愛知県・大府市新型コロナウイルス感染症対策協力金の交付対象でないこと。
カ 交付申請日又は交付決定日において倒産又は廃業していないこと。

(交付金額)

第4条 協力金の交付金額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 愛知県理容生活衛生同業組合又は愛知県美容業生活衛生同業組合 組合員(当該組合に加盟している事業者をいう。以下同じ。)のうち、次のいずれにも該当するものの数に10万円を乗じた金額
ア 大府市内に本店が所在すること。
イ 休業協力期間中、全日にわたり自主的に休業を実施したこと。
ウ 令和2年4月10日時点で開業しており、営業実態が確認できること。
エ 愛知県・大府市新型コロナウイルス感染症対策協力金の交付対象でないこと。

オ 交付申請日又は交付決定日において倒産又は廃業していないこと。

(2) 未加盟事業者 1 交付対象者当たり 10 万円

(交付申請)

第5条 協力金の交付を受けようとする者は、交付対象者の区分に応じ、次に掲げる書類を、市長が定める期日までに、市長へ提出するものとする。

(1) 愛知県理容生活衛生同業組合又は愛知県美容業生活衛生同業組合

ア 大府市理美容事業者休業協力金交付申請書（請求書）（第1号様式-1）

イ 誓約書（第2号様式-1）

ウ 大府市内の組合員名簿及び休業した組合員が分かる書類

エ 休業の状況が分かる書類

オ 振込先口座が分かる書類

(2) 未加盟事業者

ア 大府市理美容事業者休業協力金交付申請書（請求書）（第1号様式-2）

イ 誓約書（第2号様式-2）

ウ 営業活動を行っていることが分かる書類

エ 休業の状況が分かる書類

オ 振込先口座が分かる書類

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条第1号ア又は同条第2号アの申請書を受理したときは、速やかに、その内容を審査し、その適否を決定し、当該申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

2 前項の規定により協力金の交付を決定したときは、大府市理美容事業者休業協力金交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定により協力金の不交付を決定したときは、大府市理美容事業者休業協力金不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付)

第7条 市長は、前条第1項の規定により協力金の交付を決定した場合、申請者に対し協力金を交付する。

(交付決定の取消し又は協力金の返還)

第8条 市長は、申請者（協力金の額の算定に係る組合員を含む。次条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、協力金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第5条の規定により提出した誓約書の内容に違反したと認められるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が協力金を交付することが不適切であると認めたととき。

2 市長は、前項の規定により、協力金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に協力金が交付されているときは、当該交付を受けた者に対し、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(検査等)

第9条 市長は、申請者及び協力金の交付を受けた者に対し、協力金の交付対象となる事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(受給権の譲渡、担保の禁止)

第10条 協力金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年5月20日（次項において「施行日」という。）から施行する。

(適用期間)

2 この要綱は、施行日から令和2年6月30日までの間に交付申請された協力金について適用する。